

報道関係者 各位

【照会先】

長野労働局 労働基準部 健康安全課
課長 小林 弦太
課長補佐 坂野 弘治
健康安全主任 鎌倉 博史
TEL : 026-223-0554

全工期無災害を達成した現場に対し建設事業無災害表彰状を授与 ～ 労働災害防止対策の一層の推進を期待～

厚生労働省では、全工期を通じて業務上の災害が発生しなかった一定規模以上の事業場（建設事業）に対して、厚生労働省労働基準局長から表彰状を授与しています。今般、以下のとおり、計12事業場に対して建設事業無災害表彰を行うこととし、他の模範と認められることから、7月1～7日の全国安全週間にもあわせて、表彰状の直接授与を一斉に行います。

< 表彰式 >

日時 : 令和4年7月6日(水) 15時30分～16時00分 頃目途
場所 : 長野労働局 庁舎2階 会議室(長野市中御所1-22-1 2階)

御取材いただける場合、健康安全課の上記照会先まで、あらかじめ御連絡いただければ幸いです。

< 受賞現場名 > 工事名50音順 注:()内は施工事業者(元方事業者)名

- ・安曇野市新総合体育館建設工事(竹中・守谷特定建設工事共同企業体)
- ・R1市道白鳥神社線道路改良他緊急復旧工事(株式会社守谷商会)
- ・(仮称)軽井沢塩沢計画 新築工事(株式会社守谷商会)
- ・北野建設株式会社 新長野本社ビル建設工事(北野建設株式会社)
- ・(仮称)東邦電気株式会社長野新工場新築工事(株式会社ヤマウラ)
- ・(仮称)レーベン長野中御所新築工事(株式会社守谷商会)
- ・キッツ茅野工場 イノベーションセンター新築工事(株式会社ヤマウラ)
- ・国補 災害公営住宅美濃和田団地整備事業(守谷・松代特定建設工事共同企業体)
- ・長野通運株式会社 新倉庫棟建築工事(北野建設株式会社)
- ・穂保堤防災復旧 その2工事(株式会社北條組)
- ・マルヤス機械株式会社本社社屋新築工事(株式会社ヤマウラ)
- ・令和2年度大桑村庁舎建設工事(ヤマウラ・吉川・奥田特定建設工事共同企業体)

なお、長野県内では、昨年、建設業において労働災害による死亡者数が7人と、ここ7年間で最多となり、一人親方等の6人を含めると建設業で1年の間に13人もの尊い命が失われました。また、休業4日以上死傷者数は281人とここ6年間で最多でした。本年も5月末までに建設業で既に5人の労働者が亡くなる、誠に憂慮すべき事態となっています。

長野労働局では、災害が増加する中、“**労災による死亡者を、悲しみをゼロに**”を合い言葉に労働災害防止対策を一層推進しており、特に7月1日から7日までの全国安全週間にあたり、あらためて長野県内の全事業場において職場の総点検を行うことなどを呼びかけています。

【参考】建設事業無災害表彰について

厚生労働省では、次の(1)から(3)の全てに該当する事業であって、全工期を通じ、業務上の災害が発生しなかった事業場に対して、事業場からの申請に基づき厚生労働省労働基準局長名の表彰状を授与しています。

- (1) 事業の期間(工期)が予定される事業であること。
- (2) 労働基準法別表第1第3号(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業)に該当する事業であること。
- (3) 労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上であること。

本表彰制度の「業務上の災害」は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって、労働基準法施行規則別表第2身体障害等級表に掲げる身体障害を伴うものを対象としています。

なお、業務上の災害であっても、出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した災害は、ここでは業務上の災害から除かれます。

この表彰については、別添の「建設事業無災害表彰内規」に基づきます。

建設事業無災害表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第1第3号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第3条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第1号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第2身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第4条 労働省労働基準局長は、前条第1項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成11年10月1日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。